

関係機関 各位

長崎市福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

長崎市障害福祉サービス・長崎市障害児通所支援・長崎市地域生活支援事業の
支給決定基準の策定について

日頃より大変お世話になっております。

長崎市では支給決定事務をより公平かつ適正に行うため、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴事業)について、以下及び別添のとおり支給決定基準を策定しましたのでお知らせします。

今後は、本基準にもとづき、サービス支給決定の調整を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 支給基準量について

① 障害児通所支援

<各サービスの支給基準量>

サービスの種類	支給基準量	備考	根拠
児童発達支援	10日/月 (ただし、重度障害児のみ当該月—8日/月)	0~2歳まで	低年齢児に対しては家庭生活を基盤とした支援や保護者支援を重視し、児童の発達段階に応じた無理のない支援が求められることから、週2回とする。
	当該月日数—8日/月	3~6歳 (就学前まで)	
居宅訪問型 児童発達支援	10日/月		通所が著しく困難な児童への代替支援で、あくまで例外的・補完的サービスのため、週2回とする。
放課後等デイサービス	当該月日数—8日/月		
保育所等訪問支援	2回/月		保育所等訪問支援ガイドラインにおいて、「2週間に1回程度、ひと月に2回程度を基本と想定して支給決定」と示されているため。

② 障害福祉サービス

<各サービスの支給基準量>

サービスの種類		(新)支給基準量	根拠	(旧)支給基準量		
介護給付	居宅介護	身体介護	別紙1・2のとおり			
		家事援助				
		通院等介助				
		通院等乗降介助				
	重度訪問介護					
	同行援護					
	行動援護					
	療養介護	当該月日数			従前と変更なし	当該月日数
	生活介護	当該月日数－8日			事務処理要領に基づく	23日/月
	短期入所	7日/月			従前と変更なし	7日/月
重度障害者等包括支援	96,480単位	国で定められた単位	—			
施設入所支援	当該月日数	従前と変更なし	当該月日数			
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく	23日	
		生活訓練	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく		
		宿泊型自立訓練	当該月日数	従前と変更なし	当該月日数	
	就労移行支援	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく	23日		
	就労継続支援A型	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく			
	就労継続支援B型	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく			
	就労定着支援	当該月日数	従前と変更なし	当該月日数		
	就労選択支援	当該月日数－8日	事務処理要領に基づく	23日		
自立生活援助	当該月日数	従前と変更なし	当該月日数			
共同生活援助	当該月日数					
地域相談	地域移行支援	当該月日数				
	地域定着支援	当該月日数				

○居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援において、支給基準量と乖離した場合

個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、支給基準量を超えたサービス支給量が必要で、市が認める場合には、支給基準量の2倍を上限として支給決定を行います。その場合、別途「支給基準量を超える理由書」を提出してください。それでもなお2倍以上の支給量が必要だという申請があった場合は、市の担当課で協議の上、障害支援区分認定等審査会(以下「審査会」という。)の委員の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとします。審査会に諮るための資料として、別途非定型審査会用様式(様式1、2)を提出してください。

③ 地域生活支援事業

<各サービスの支給量>

サービスの種類	(新)支給基準量	備考	(旧)支給基準量
移動支援事業	30時間／月 共同生活援助利用者： 7時間／月	2人介護の場合は1.5倍 の範囲内で必要量を認め る	60時間／月 ※2人介護の場合は2倍ま で
訪問入浴サービス事業	10回／月		なし
日中一時支援事業	7日／月	日帰り短期入所	なし
	当該月日数	タイムケア	なし

3 適用日等

令和8年6月1日以降の決定分から適用します。

ただし、本基準は、一人ひとりの支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではありません。最終決定にあたっては、各対象者の心身の状況、介護を行う者の状況、本人の意向、置かれている環境等を勘案し、柔軟に対応してまいりますので、相談支援事業所とご本人様等との調整をお願いいたします。

4 その他

国の報酬改訂等に伴い、支給決定基準の見直しを行った際には、そのつどホームページでお知らせしますので、そちらをご確認ください。今後は通知いたしませんので、ご了承ください。

以上

詳しくは右の二次元コードから長崎市ホームページへ。

「支給決定基準 長崎市」で検索 🔍

※ホームページへの掲載時期は少々遅れる可能性あり



<問い合わせ先>

長崎市福祉部障害福祉課支援係
TEL:095-829-1141(直通)